

九州地方整備局（港湾空港）オープンカウンター方式実施要領

（目的）

第1条 九州地方整備局（港湾空港関係）が行うオープンカウンター方式の取扱いについては、会計法（昭和22年法律第35号）、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）、契約事務取扱規則（昭和37年大蔵省令第52号）、その他の法令に定めるもののほか、この要領に定めるものとする。

（定義）

第2条 オープンカウンター方式とは、会計法第29条の3第5項に基づき実施する随意契約（以下、「少額随意契約」という。）において、契約担当官等（会計法第29条の3第1項に規定する契約担当官等をいう。）が見積書を徴取する相手方を特定せず、参加を希望する者から提出される見積書により見積り合わせを行い、契約の相手方を決定する方式をいう。

（対象）

第3条 本要領は、予決令第99条第二号から第四号まで、及び第七号に規定するもののうち、契約担当官等が本方式によることを適当と認めるものを対象とする。

予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）【抜粋】

（随意契約によりことができる場合）

第九十九条 会計法第二十九条の三第五項の規定により随意契約によりことができる場合は、次に掲げる場合とする。

二 予定価格が四百万円を超えない工事又は製造をさせるとき。

三 予定価格が三百万円を超えない財産を買い入れるとき。

四 予定賃借料の年額又は総額が百五十万円を超えない物件を借り入れるとき。

七 工事又は製造の請負、財産の売買及び物件の貸借以外の契約でその予定価格が二百万円を超えないものをするとき。

（参加資格）

第4条 本要領に基づくオープンカウンター方式による見積り合わせに参加できる者は、次の各号に定める資格を有する者とする。

一 予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

二 見積り合わせ時において、九州地方整備局から指名停止を受けている期間中の者でないこと。

三 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省が行う公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

四 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年度法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（手続開始の決定を受けている者を除く。）

五 その他、見積り依頼書等で指定する条件がある場合は、当該条件に適合する者であること。

2 見積り合わせに参加する者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に抵触する行為を行ってはならない

（見積り依頼の方法等）

第5条 見積り依頼書、仕様書及び見積書の様式については、調達機関のホームページ上で閲覧に供するほか、その調達案件を「統一資格審査申請・調達情報検索サイト

(<https://www.p-portal.go.jp/>)」により公開し、参加を希望する者が調達機関のホームページ又は電子調達システム（G E P S）から見積依頼書等をダウンロードすることをもって見積依頼とする。

（見積書の提出等）

第6条 見積書は、本要領、見積依頼書及び仕様書を熟読し、本要領、見積依頼書、仕様書及び暴力団排除に関する誓約事項を承諾のうえ、提出すること。

2 見積書の様式は、見積依頼書とともに配布する様式による。

3 見積書への押印を省略することができる。見積書への押印を省略する場合、本件責任者及び担当者の部署名・氏名・連絡先を記載すること。なお、連絡先のうち電話番号は2以上記載すること。

4 見積書は、電子メール、持参、郵送（書留郵便に限る。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。）により提出すること（提出期間内必着。）

5 一度提出された見積書の引換、変更又は取消しは認めない。

6 見積りに際し、納入等を行う物品について、仕様書等で指定した規格等と異なる規格（後継品若しくは同等品）で見積を行う場合には、見積書の提出前にカタログ等を契約担当課に提出し、了解を得ること。カタログ等の提出及び当局の了解のない規格外の物品の納入は認めない。

（見積合わせ）

第7条 見積合わせは、見積依頼書に記載した日時に行う。その際、見積参加者の立会いは省略する。

2 提出された見積書のうち、予定価格の制限に達した価格の見積りがないときは、見積りに参加した者に対して、再度の見積書の提出を求めることがある。

3 見積書の提出期限までに見積書の提出がないとき又は再度の見積りによっても予定価格の制限に達した価格の見積りがないときは、オープンカウンター方式を取り止め、別途選定した者に見積りを依頼し、見積合わせを行うことがある。

（見積書の無効）

第8条 次のいずれかに該当する見積書は無効とする。

一 参加資格を有しない者の提出した見積書

二 見積書の提出期限後に到達した見積書

三 委任状を提出しない代理人が作成した見積書

四 同一人が見積もった金額の異なる二通以上の見積書

五 記名押印を欠く見積書（押印を省略する場合、「本件責任者及び担当者」の氏名・連絡先の記載がない見積書）

六 金額を訂正した見積書

七 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である見積書

八 明らかに連合によると認められる見積書

九 その他見積に関する条件に違反した見積書

（契約の相手方の決定）

第9条 見積りを行った者のうち、予定価格の制限の範囲内の見積価格で、最も低い価格の見積りを行った者を契約の相手方とする。

2 契約の相手方となるべき同価格の見積りを行った者が二人以上あるときは、契約担当官等が指定する日時及び場所において、当該見積をした者にくじを引かせて契約の相手方を決定す

る。当該見積をした者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって契約事務に関係のない職員にくじを引かせる。

- 3 見積合わせは、見積依頼書に記載した日時に行い、その結果は、契約の相手方に決定した者のみに通知する。

(結果の公表)

第 10 条 見積合わせの結果は、調達機関のホームページにおいて、契約の相手方の決定後、速やかに公表するものとする。

- 2 公表事項は、種別、件名、契約の相手方及び決定価格とする。
- 3 本条の規定による公表を除き、見積合わせの結果に関する個別の照会には応じないものとする。

(契約の締結)

第 11 条 契約の相手方は、契約書の作成を要する場合においては、契約担当官等から交付された契約書案に記名押印し、契約の相手方に決定した日の翌日から起算して 7 日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条第 1 項各号に規定する行政機関の休日を含まない。）にこれを契約担当官等に提出しなければならない。ただし、契約担当官等の書面による承諾を得て、この期間を延長することができる。

- 2 契約の相手方が前項に規定する期間内に契約書の案を提出しないときは、見積はその効力を失う。
- 3 契約の相手方は、契約書の作成を要しない場合においては、契約の相手方に決定した後、速やかに請書を契約担当官等に提出しなければならない。ただし、契約担当官等がその必要がないと認めて指示したときは、この限りではない。
- 4 契約担当官等が必要と認める場合、契約の相手方は、調達物品等の価格のほか、配送費等の諸経費等の項目ごとの見積金額の内訳書を提出すること。見積金額の内訳書を提出する段階において事後的に見積金額を訂正することは認めない。
- 5 契約の相手方は、見積書を電子メールで提出した場合、見積書の原本を提出すること。
- 6 契約の相手方が契約を結ばないときは、損害賠償の請求を行うことがある。

(その他)

第 12 条 本要領に基づき見積書を提出した者は、見積書提出後に、本要領、見積依頼書、仕様書、契約書案、請書案及び現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

- 2 見積書作成及び提出その他本要領に基づく手続きへの参加に要する費用は、すべて見積合わせに参加する者が負担するものとする。
- 3 当局の都合により見積合わせを取りやめることがある。
- 4 見積依頼書において、見積合わせ参加者に対し参考見積書又は追加資料の提出を求める場合があるので、依頼があった場合にはこれに従うこと。
- 5 使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- 6 契約の相手方が正当な理由なく、業務を履行しない場合等不正不誠実な行為をした場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止等を行うことがある。

(附則)

本要領は、令和 4 年 8 月 25 日から適用する